

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1	府 省 庁 名	法務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収規定）		
要望 項目名	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化に伴う所要の措置		
要望内容 （概要）	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 民法等に明文規定のない非典型担保として用いられてきた譲渡担保契約及び所有権留保契約について、私法上のルールを明文化・明確化することにより、その法律関係の安定及び予測可能性の向上を図り、もって不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進する。 （２）施策の必要性 不動産担保や個人保証に依存しない資金調達手法としては、在庫、機械等の動産や売掛債権等の債権などを担保として活用することが考えられるところ、その担保化の方法として、実務上、動産については動産譲渡担保契約や所有権留保契約が、債権については債権譲渡担保契約が広く用いられてきた。 もともと、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関するルールは、明文の規定がなく専ら判例法理によって形成されており、判例の射程が必ずしも明確でない論点や判例がルールを示していない論点もあるため、法的安定性や予測可能性に欠ける面があることから、ルールの明文化・明確化が求められている。 以上のことから、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関して明文の規定を整備する必要がある、これに伴って税制上の所要の措置を講ずる必要がある。 なお、骨太の方針 2024（令和 6 年 6 月閣議決定）において、「不動産担保や個人保証に依存しない資金調達を促進するため、動産、債権その他の財産を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法制化の準備を進める」とされている。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの 税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—